

大口町スポーツ施設・大口町温水プール
大口町健康文化センター ほほえみプラザ

指定管理者募集要項

令和6年10月
大 口 町

目 次

1 募集にあたって	1
2 対象施設の名称及び所在地について	1
3 対象施設の概要について	1
4 指定管理者の募集及び選定スケジュール.....	4
5 応募書類	5
6 選定方法等審査に関する事項	6
7 協定に関する事項	9
8 モニタリング及び実績評価に関する事項	11
9 事務引継ぎ業務	11
10 その他	11

(別紙1) 大口町スポーツ施設・大口町温水プール指定管理者業務仕様書

(別紙2) 大口町健康文化センター指定管理者業務仕様書

1 募集にあたって

指定管理者制度は地方自治法に規定される制度であり、多様化する住民ニーズにより効果的かつ効率的に対応するため、公の施設の管理に民間の能力を幅広く活用し、住民サービスの向上や経費の縮減を図ることを目的としています。

本町では、スポーツを通じ、体位の向上と規律、協調、友愛の精神の涵養を図り、心身ともに健全な町民を育成するために、各スポーツ施設を設置しています。これらの施設については、平成22年度から指定管理者制度を導入しており、現在まで一定の成果を挙げています。

また、大口町健康文化センター（ほほえみプラザ）は、「町民の健康と福祉の増進を図るとともに、歴史と文化の振興に寄与する拠点」として建築され、1階・2階部分は保健センターや行政関連部署、3階は歴史民俗資料館、4階は研修センター、5階はトレーニングセンターとなっており、複合施設として多目的に活用しています。平成20年度から指定管理者制度を導入しており、現在までに『住民にとって親しみやすい施設』として、一定の成果を挙げています。

今回の募集においては、大口町公の施設の指定管理者の指定の手續等に関する条例第4条第2項の規定より、現在の指定管理者である特定非営利活動法人ウィル大口スポーツクラブを候補者として選定することとします。

2 対象施設の名称及び所在地について

名称及び所在地は次のとおりです。

- | | |
|---------|----------------------|
| (1) 名 称 | 大口町野球グラウンド |
| 所在地 | 大口町丸一丁目38番地1 |
| (2) 名 称 | 大口町テニスコート |
| 所在地 | 大口町竹田二丁目202番地3 |
| (3) 名 称 | 大口町総合運動場（オークマグラウンド） |
| 所在地 | 大口町下小口六丁目150番地 |
| (4) 名 称 | わかしゃち国体記念運動公園 |
| 所在地 | 大口町上小口三丁目181番地 |
| (5) 名 称 | 河北グラウンド |
| 所在地 | 大口町河北三丁目25番地 |
| (6) 名 称 | 秋田グラウンド |
| 所在地 | 大口町秋田二丁目44番地1 |
| (7) 名 称 | 大口町温水プール（オークマ温水プール） |
| 所在地 | 大口町伝右一丁目47番地 |
| (8) 名 称 | 大口町健康文化センター（ほほえみプラザ） |
| 所在地 | 大口町伝右一丁目35番地 |

3 対象施設の概要について

対象施設の概要は次のとおりです。

- | | |
|---------|---------------------------|
| (1) 名 称 | 大口町野球グラウンド |
| 敷地面積 | 15,613.0 m ² |
| 建 物 | 審判小屋 RC造 1階建 |
| | 延床面積 122.0 m ² |
| 設 備 等 | 空調設備（エアコン2機） |

- 放送機器（１式）
散水設備（放水箇所７か所）
- 駐 車 場 31台
竣 工 平成20年6月7日
- (2) 名 称 大口町テニスコート
敷地面積 3,211.0㎡ テニスコート4面（オムニコート）
竣 工 平成20年6月7日
- (3) 名 称 大口町総合運動場（オークマグラウンド）
敷地面積 41,780.29㎡
建 物 管理棟 RC造 2階建
延床面積 308.00㎡
1階 事務室・ホール・更衣室・シャワールーム・便所
2階 トレーニングジム
スタンド審判小屋 RC造 1階建
延床面積 212.52㎡
放送機器（１式）
メインスタンド RC造 2階建
1階倉庫
放送機器（１式）
延床面積 491.47㎡
- 設 備 等 多目的運動場 17,536㎡
運動場用夜間照明施設 4基
テニスコート 4面（オムニコート）
テニスコート用夜間照明施設 40灯
多目的広場 1,867㎡
ゲートボール場 2面 屋外便所
- 駐 車 場 209台
竣 工 平成2年3月20日
- (4) 名 称 わかしやち国体記念運動公園
敷地面積 11,196.0㎡
設 備 等 便所・総合遊具
- 駐 車 場 31台
竣 工 平成6年12月26日
- (5) 名 称 河北グラウンド
敷地面積 8,098.0㎡
設 備 等 便所・バスケットゴール
- 駐 車 場 34台
竣 工 平成10年11月5日
- (6) 名 称 秋田グラウンド
敷地面積 11,159.0㎡
設 備 等 便所
- 駐 車 場 34台
竣 工 平成12年10月10日
- (7) 名 称 大口町温水プール

延床面積	2,430.84 m ²
建 物	RC造 一部3階地下1階建
	1階 プール室 1,165 m ²
	ジャグジー室 21 m ²
	男女更衣室 121 m ²
	採暖室 20 m ²
	救護室 15 m ²
	休憩コーナー 31 m ²
	受付 16 m ²
	2階 監視室 8 m ²
	事務室 75 m ²
	会議室 61 m ²
	ギャラリー 82 m ²
	地階 機械室 197 m ²
	倉庫 80 m ²
設 備 等	25mプール（8コース）
	大きさ 25m×17m
	水 深 1.1m～1.3m
	水中歩行プール
	大きさ 18m×6m
	水 深 1.0m
	子供用プール
	大きさ 10m×7m
	水 深 0.6m
	幼児用プール
	大きさ 7m×7m
	水 深 0m～0.3m
	ジャグジー槽
	大きさ 3.43m×2.7m
	水 深 0.83m
	満水量 2,580ℓ
	更衣室ロッカー 男208名 女232名
	ソーラーシステム 太陽熱集熱器
	集熱器 80台 有効集熱面積 128.8 m ²
	補助熱源 都市ガス 温水ヒーター2台
	700,000KCal/h
	400,000KCal/h
駐 車 場	34台
駐 輪 場	
竣 工	昭和57年3月11日
(8) 名 称	大口町健康文化センター ほほえみプラザ
敷地面積	5,069.95 m ²
建 物	鉄筋コンクリート造5階建（高さ23.2m）
	延床面積 7,182.31 m ²

本 体	6,974.31 m ²	
1 階	1,847.40 m ²	保健センター・健康課、こども課、長寿ふくし課、喫茶ほほえみ、総合案内所、エントランスホール
2 階	1,639.98 m ²	保健センター（健康課）、社会福祉協議会、町民活動センター、愛知視覚障害者援護促進協議会、ホール
3 階	1,106.63 m ²	歴史民俗資料館（生涯学習課）、ホール
4 階	1,106.63 m ²	研修センター（ほほえみホール、ふれあい1・2・3・4、和室1・2・3）、ホール
5 階	1,106.63 m ²	トレーニングセンター、ホール
P H 階	167.04 m ²	機械室
機 械 棟	168.00 m ²	
駐 輪 場	40.00 m ²	

※1階から3階までは、町が占用します。

竣 工 平成10年11月9日

付帯施設 北側駐車場 伝右一丁目35番 792.7 m²
 普通自動車35台（うち、障がい者用8台）
 西側駐車場 伝右一丁目25番外9筆 5,344 m²
 普通自動車170台
 南側駐車場 伝右一丁目161番外5筆 1,960 m²
 普通自動車36台
 駐車台数 241台（普通自動車233台、障がい者用8台）

4 指定管理者の募集及び選定スケジュール

本事業の実施スケジュールは、以下を予定しています。

（1）募集要項の配布

配布日時：令和6年10月1日（火） 午後1時から

配布書類：募集要項、業務仕様書、指定管理者指定申請書様式等

（2）募集要項に関する質問の受付

受付期間：令和6年10月8日（火）から10月19日（金）まで

午前8時30分から午後5時15分まで（土・日、祝日を除く）

受付方法：質問書（様式6）に記入のうえ、メールで送付してください。

メールアドレス：kenkou@town.oguchi.lg.jp

（3）募集要項に関する質問書の回答

質問に対する回答は、随時メールで回答を送付します。

（4）申請書類の提出期限

令和6年10月31日（木）午後5時まで

受付方法：健康課へお持ちください。

（5）ヒアリングの開催

開催日時：令和6年11月初旬頃を予定

開催場所：健康文化センター内 会議室

※ヒアリングの実施方法など、詳細については別途通知します。

(6) 候補者の決定

選定結果通知は、応募団体へ郵送します。なお、グループで応募した場合は、グループの代表団体宛に郵送します。(令和6年12月頃を予定)

(7) 協定の締結に向けた協議

候補者と協定締結に向けた協議等を行います。(令和7年1月～2月を予定)

(8) 指定管理者の指定及び協定締結(議会の議決後)

議会の議決後に指定管理者として指定し、本協定を締結します。(令和7年3月を予定)

5 応募書類

申請時に以下のとおり書類を提出してください。

(1) 提出書類

ア 指定申請書(様式1) 原本1部、コピー12部

※グループ応募の場合は、共同事業体協定書兼委任状(様式3)及び共同事業体連絡先一覧(任意の様式で可)を提出してください。

イ 事業者に関する書類、原本1部、コピー12部

※グループ応募の場合は、各構成団体も以下の書類を提出してください。

(ア) 団体の概要(様式2)

(イ) 宣誓書(様式4)

(ウ) 定款、寄附行為、規約その他これらに類する書類

(エ) 申請書を提出する日の属する事業年度の事業計画書及び過去3か年の事業報告書

(オ) 法人にあっては、

a) 当該法人の登記事項証明書

b) 過去3か年の法人税納税証明書及び消費税納税証明書

c) 過去3か年の貸借対照表

d) 過去3か年の損益計算書

e) 過去3か年の人員表

各決算期末の常勤役員数、従業員数、非常勤従業員数(パートタイマー、アルバイト)。なお、非常勤従業員数は8時間で一人と換算してください。

(カ) その他の団体にあっては、

a) 申請書を提出する日の属する事業年度の収支予算書及び過去3か年の収支決算書

b) 役員名簿

c) 役員の過去3か年の国税及び地方税等納税証明書

d) 役員の身分証明書及び経歴書

ウ 事業計画書(様式5) 原本1部、コピー12部

I 大口町スポーツ施設・大口町温水プール

a) 大口町スポーツ施設・大口町温水プール管理運営上の基本方針

b) スポーツ事業に対する提案

c) 施設の運営に関する提案

d) 収支予算書

Ⅱ 大口町健康文化センター

a) 健康文化センターの管理運営上の基本方針

b) 運営業務、管理業務に対する提案

c) 事業計画

d) 収支予算書

(2) 留意事項

ア 応募者の失格

応募者が、次の事項に該当した場合には失格とします。

a) 募集要項に定める手続きを遵守しない場合

b) 大口町暴力団排除条例第2条第1号に規定する暴力団もしくは暴力団員と密接な関係を有する者応募書類に虚偽の記載をした場合

c) 大口町暴力団排除条例第2条第2号に規定する暴力団員が役員となっている団体

イ 接触の禁止

審議会委員、本町職員並びに本件関係者に対し、本件提案についての接触は禁じます。

ウ 重複提案の禁止

応募一団体（グループ）につき、事業計画書は1組とします。

エ 提案内容変更の禁止

提出された書類の内容を変更することはできません。

オ 応募書類の取り扱い

応募書類は理由の如何を問わず返却は致しません。

カ 応募の辞退

申請書類を提出した後に辞退する際には、辞退届（様式7）を提出してください。

キ 費用負担

応募に関して必要となる費用は応募者の負担とします。

ク グループ応募の構成員の変更

グループ応募の場合、代表団体及び構成団体の変更は原則として認めません。ただし、構成団体については業務遂行上の支障がないと町長が判断した場合には変更を可能なものとします。その際には、新たな団体の「団体等に関する書類」原本1部、コピー12部を提出してください。

6 選定方法等審査に関する事項

(1) 審査の手順

ア 応募書類の確認

団体からの提出資料について、事務局で確認をします。

イ 審査方法

審議会による書類審査及びヒアリングを実施し、候補者を選定します。

ウ 選定結果の通知

審査の結果は、応募団体に書面で通知します。

(2) 提案内容の評価項目

指定管理者の指定期間（令和7年度から令和11年度まで）に実施する取り組みについて、年度ごとに分けて示してください。

I 大口町スポーツ施設・大口町温水プール

ア スポーツ施設等運営上の基本方針

「スポーツを通じ、体位の向上と規律、協調、友愛の精神の涵養を図り、心身ともに健全な町民を育成するため」に大口町スポーツ施設・大口町温水プールを設置している点に注目した上で、運営上の総合的な基本方針などについて示してください。

(ア) スポーツ施設運営の基本コンセプト

- a) 総合的な考え方（平等性を確保する為の考え方を含む）
- b) スポーツ事業を行っていく上での考え方
- c) 運営業務及び管理業務を行っていく上での考え方

(イ) スポーツ施設等の経営方針

- a) 収入の確保を図っていく上での考え方
- b) コストの縮減を図っていく上での考え方
- c) 環境コストの低減（ごみの減量化や省エネルギーなど）への考え方

イ スポーツ事業に関する提案

指定期間（令和7年度～令和11年度）に実施するスポーツ事業の概要と取り組み方、その実施方針と実施概要を年度ごとに分けて示してください。

ウ 施設の運営に関する提案

(ア) 施設運営の方針

- a) 利用料金制を前提とした具体的な料金設定の方針

スポーツ施設等は利用料金制を採用します。詳細は仕様書をご覧ください。

- b) 個人情報の保護に対する対応
- c) 利用者からの意見、要望等の把握に対する対応
- d) 休館日・開館時間などの設定方針

(イ) 運営体制と組織

- a) 運営組織の構造

大口町スポーツ施設・大口町温水プールを運営する組織図を示してください。

その中には各職員の雇用関係（確定していない場合には現時点で想定できる関係）、それぞれの職員の勤務体制（勤務時間、休日設定など）を明示してください。

また、この組織は大口町スポーツ施設の運営を行っていく上で優れている点を示してください。

- b) 必要人材の配置と職能

上記の組織図を前提として、組織図に明示されている職員すべてを職能ごとに類型化し、それぞれの職種ごとに行う業務内容、必要な職能（資格、技能、経歴）などを示してください。

なお、今回の応募時点で既に配置を想定している具体的な人材がある場合には、具体的な氏名、資格、経歴などを記載してください。

また、町内居住者の雇用に対する考え方を示してください。

c) 施設の効率的な運用と利用者に提供できるサービス

施設の効率的な運用と利用者に提供できるサービスとして特記すべき内容があれば具体的に示してください。

d) 緊急時の対応

事故・災害発生時等における対応の方法を組織図等を活用し具体的に示してください。

エ 収支予算書が適正であること

提案された収支予算書の収支が適正でバランスが取れていること。

また、収支それぞれの科目に過不足なく、適正な金額が示されていること。

Ⅱ 大口町健康文化センター

ア 健康文化センターの運営上の基本方針

健康文化センターが町民の健康と福祉の増進のために寄与する役割に注目した上で、運営上の総合的な基本方針などについて示してください。

イ 事業計画について

(ア) 施設運営の方針

a) 利用促進に対する提案

健文の利用促進に向けた総合案内所・研修センター・トレーニングセンターの事業計画（自主事業を含む）を提案してください。また、町が実施する事業を受託する能力とともに、町の事業に対する提案をお示しください。

b) 利用料金制を前提とした具体的な料金設定の方針

詳細は仕様書をご覧ください。

c) 個人情報の保護に対する対応

d) 運営懇談委員会の設置及び利用者からの意見、要望等の把握に対する対応

施設運営に利用者の声を反映させる観点から、利用者と指定管理者で構成する運営懇談委員会をおこなっています。運営懇談委員会において利用者と話し合う内容とともに、一般の利用者からの意見、要望等の把握に対する対応について提案してください。

e) 休館日・開館時間などの設定方針

(イ) 経営方針

a) 収入の確保を図っていく上での考え方

b) コストの縮減を図っていく上での考え方

c) 環境コストの低減（ごみの減量化や省エネルギーなど）への考え方

(ウ) 運営体制と組織、職員配置について

a) 運営組織の構造

健康文化センターを運営する組織図を示してください。その中には各職員の雇用関係（確定していない場合には提出時点で想定できる関係）、それぞれの職員の勤務体制（勤務時間、休日設定など）を明示してください。

また、当該組織が健康文化センターの運営を行っていく上で優れてい

る点を示してください。

b) 必要人材の配置と職能

上記の組織図を前提として、組織図に明示されている職員を職能ごとに類型化し、それぞれの職種ごとに行う業務内容、必要な職能（資格、技能、経歴）などを示してください。なお、今回の応募時点で既に配置を想定している具体的な人財がある場合には、具体的な氏名、資格、経歴などを記載してください。

c) 施設の効率的な運用と利用者に提供できるサービス

施設の効率的な運用と利用者に提供できるサービスとして特記すべき内容があれば具体的に示してください。また、施設利用の促進と併せ、多くの町民が集う取り組みとして考えられるアイデアについても自由に提案してください。

d) 緊急時の対応

事故・災害発生時等における対応の方法について、組織図等を活用し具体的に示してください。

ウ 収支計画について

(ア) 施設管理及び事業運営経費の収支計画

指定期間内の収支計画について示してください。

(イ) 支出経費の削減について

施設運営に現に要している経費を削減することについて、人的配置を含め、取り組み方針と具体的な計画を提案してください。

7 協定に関する事項

(1) 基本的な考え方

選定結果を基に、候補者との協議を踏まえ、議会の議決後に候補者を指定管理者に指定するとともに、協定を締結する予定です。

なお、協定の発効は令和7年4月1日とします。

(2) 指定管理者の指定

候補者の選定後、協定に向けた協議及び仮協定の締結をし、地方自治法に基づき、町議会に候補者を指定管理者とする議案を付議し、議決を受け、指定管理者として指定することになります。ただし、町議会の議決を経るまで及び議決後から協定の発効までの間に指定管理者に指定することが著しく不適当と認められる事情が生じたときは、指定しない場合があります。

なお、この場合において候補者が本件に関して支出した費用については、町は一切補償しません。

また、町議会の議決が得られなかった場合においても同様とします。

(3) 協定の内容

ア 指定期間に関する事項

イ 利用の許可等に関する事項

ウ 事業計画書に記載された事項

エ 利用料金に関する事項

オ 町が支払うべき経費に関する事項

カ 施設内の物品の所有権の帰属に関する事項

キ 緊急時の対応に関する事項

- ク 管理業務を行うにあたって保有する個人情報の保護に関する事項
- ケ モニタリング及び実績評価に関する事項
- コ 指定の取り消し及び管理業務の停止に関する事項
- サ 損害賠償に関する事項
- シ リスク分担に関する事項
- ス 保険の取扱いに関する事項
- セ その他町長が必要と認める事項

(4) リスク分担の考え方

協定締結にあたり、町が想定する主なリスク分担の方針は、以下のとおりです。これらは、責任の所在が不明確になりやすいリスクについて、その基本的な考え方を示したものです。

〔リスク分担に関する基本的考え方〕

種 類	内 容	負 担 者
物価の変動	人件費、物品等物価変動に伴う経費の増	指定管理者
金利変動	金利の変動に伴う経費の増	指定管理者
法令の変更	施設管理、運営に影響を及ぼす法令変更	町
	指定管理者に影響を及ぼす法令変更	指定管理者
税制の変更	施設管理、運営に影響を及ぼす税制変更	町
	上記以外の税制変更	指定管理者
支払遅延	指定管理者の責めに帰することのできない理由により、町からの経費の支払遅延によって生じた損失	町
	上記以外の場合	指定管理者
政治、行政上の理由による事業の変更	政治、行政上の理由から、施設管理、運営業務の継続に支障が生じた場合又は業務内容の変更を余儀なくされた場合の経費及びその後の維持管理経費における当該事情による増加経費負担	町
不可抗力	天災、暴動等による履行不能	協議
書類の誤り	仕様書等、町が責任を持つ書類の誤りによるもの	町
	事業計画書等、指定管理者が提案した書類の内容の誤りによるもの	指定管理者
許認可遅延	事業の実施に必要な許認可取得の遅延・失効等（町が取得するもの）	町
	上記以外の場合	指定管理者
施設損傷	指定管理者の責めに帰すべき理由による場合	指定管理者
	上記以外の場合	町
水準不適合	協定により定めた要求水準に不適合	指定管理者
施設の利用不能等による利用料金収入の減少	指定管理者の責めに帰すべき事由による場合	指定管理者
	上記以外の場合（ただし、指定管理経費を減額する場合がある。）	町
利用者や第三者への賠償	指定管理者として注意義務を怠ったことにより損害（犯罪や事故等の発生）を与えた場合	指定管理者

	上記以外の理由により損害を与えた場合	町
事業終了時の費用	指定管理業務の期間が終了した場合又は指定管理者が指定期間途中において業務を廃止した場合における事業者の撤収費用	指定管理者

8 モニタリング及び実績評価に関する事項

町は、指定期間中にモニタリング及び実績評価を実施します。

(1) 事業報告書の提出

指定管理者は事業報告書（月次、四半期、年間）を作成し、町に提出しなければならない。書式等、詳細は協議により決定するものとします。

(2) モニタリングの実施

指定管理者は、定期的に施設利用者から意見や満足度等を聴取し、利用者モニタリングを行うこととします。

なお、実施時期や項目については町と協議のうえ定めるものとします。

また、指定管理者の業務の遂行状況等を確認するため、町は必要と認めたときにモニタリングを行います。

(3) 実績評価の実施

指定管理者が事業計画書に基づき提供する業務の水準を確認するため、指定管理者、町の相互にて、毎年実績評価を行います。

(4) 業務の基準を満たしていない場合の措置

実績評価の結果、指定管理者の業務が基準を満たしていないと判断した場合、町は指定管理者が必要な改善措置を講じるよう通知や是正通告を行い、それでも改善が見られない場合は指定を取り消すことができるものとします。

9 事務引継ぎ業務

協定発効までの期間においては、指定管理者は必要書類作成、各種印刷物作成業務や事務引継ぎ及び各業務の習得を行うものとします。ただし、習得期間の費用については、指定管理者の負担とします。

10 その他

(1) 指定管理者は、指定期間終了時に次期指定管理者が円滑かつ支障なく大口町スポーツ施設・大口町温水プール及び大口町健康文化センターの管理運営業務を遂行できるよう引き継ぎを行うこととします。

(2) 事業の継続が困難となった場合の措置

ア 指定管理者の責めに帰すべき事由による場合

指定管理者の責めに帰すべき事由により、業務の継続が困難になった場合は、町は指定の取消し又はある一定の期間を設けて業務の全部若しくは一部停止をすることができるものとします。その場合は、町に生じた損害は指定管理者が賠償するものとします。

イ 当事者の責めに帰すことのできない事由による場合

不可抗力等、町及び指定管理者双方の責めに帰すことのできない事由により、業務の継続が困難になった場合、事業継続の可否について協議するものとします。一定期間内に協議が整わないときには、それぞれ事前に書面で通知することにより協定を解除できるものとします。

なお、次期指定管理者が円滑かつ支障なく、健康文化センターの業務を遂行できるよう、引継ぎを行うものとします。

ウ 協定書の解釈に疑義が生じた場合又は協定書に定めのない事項が生じた場合の措置

町と指定管理者は誠意を持って協議するものとします。

(3) 問合せ先

I 大口町スポーツ施設・大口町温水プール

〒480-0126

愛知県丹羽郡大口町伝右一丁目47番地

大口町教育委員会生涯教育部生涯学習課（兼松、田中）

電 話 （0587）94-3155

FAX （0587）95-6755

メール gakushuu@town.oguchi.lg.jp

II 大口町健康文化センター

〒480-0126

愛知県丹羽郡大口町伝右一丁目35番地

大口町健康福祉部健康課（松井、大塚）

電 話 （0587）94-0053

FAX （0587）94-0052

メール kenkou@town.oguchi.lg.jp

様式 1

指定管理者指定申請書

令和 年 月 日

大口町長

様

申請者

大口町の公の施設である の指定管理者の指定を受けたいので、別添関係書類を添えて申請します。

添付書類

- 1 条例第3条第1号に定める事業計画書
- 2 役員名簿
- 3 規約又は定款
- 4 登記簿謄本（法人の場合）
- 5 資格等を証明するものの写し（必要に応じて）

様式 2

団 体 等 の 概 要

(令和 年 月現在)

団体名				
所在地	〒	電話番号		
代表者		F a x		
設立年月日	年 月			
沿 革				
業務内容				
主な実績				
財政状況 (過去 3 年間に ついて記入して ください)	年 度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
	総収入			
	総支出			
	当期損益			
	累積損益			
連絡担当者	【郵便番号】 【団体名】 【住所】 【所属】 【氏名】 【F A X】 【電話】 【E mail】			

※グループ応募の場合は、構成団体毎に作成してください。

様式3

共同事業体協定書兼委任状

令和 年 月 日

(申請先)

大口町長

様

共同事業体名

代表者 所在地

商号等

職・氏名

件 名	施設名	指定管理者
-----	-----	-------

上記件名の募集に参加するため、募集要項に基づき、共同事業体を結成し、大口町との間における下記事項に関する権限を代表に委任して申請します。

なお、当該件名の指定管理者に指定された場合は、各構成団体は指定管理者としての業務の遂行及び業務の遂行に伴い当共同事業体が負担する債務の履行に関し、連帯して責任を負います。

共同事業体の名称	
共同事業体の代表者 (受任者)	<代表構成団体> 所在地 商号等 職・氏名
共同事業体事務所所在地	
共同事業体の構成団体 (委任者)	<構成団体> 所在地 商号等 職・氏名
	<構成団体> 所在地 商号等 職・氏名
共同事業体の成立、解散の時期及び委任期間	令和 年 月 日から当該指定管理者の指定終了後3か月を経過する日まで。ただし、当共同事業体が上記件名の指定管理者とならなかった場合はただちに解散します。また当共同事業体の構成団体の脱退又は除名については、事前に大口町の承認がなければこれを行うことができないものとします。
委 任 事 項	1 指定管理者の指定の申請に関する件 2 協定締結に関する件 3 経費の請求受領に関する件 4 契約に関する件
そ の 他	1 本協定書に基づく権利義務は他人に譲渡することはできません。 2 この協定書に定めのない事項については、構成団体全員により協議することとします。

(備考) 共同事業体を結成して募集に参加する場合はこの様式を提出してください。また、共同事業体の構成団体の数が3者を上回る場合は、この様式に準じて様式を作成してください。

様式 4

宣 誓 書

令和 年 月 日

(申請先)

大口町長

様

(申請者)

所 在 地

団 体 名

代表者氏名

以下の事項について虚偽の申請でないことを約束します。(法人でない団体にあつては、代表者)

- 1 法律行為を行う能力を有する者、破産者でない者であること
- 2 地方自治法施行令第167条の4の規定に該当しないこと
- 3 地方自治法第244条の2第11項の規定による指定の取消しを受けたことがないこと
- 4 公職の者（大口町議会議員、大口町長、副町長及び地方自治法第180条の5第1項から第3項までに規定する委員）又はその者の3親等以内の親族でないこと(グループ構成員も含む)
- 5 最近3年間、町税ほか地方税・国税等を滞納していないこと
- 6 会社更生法、民事再生法等に基づく再生手続きを行っていないこと
- 7 本施設を指定期間に渡し、安定的に管理することの可能なノウハウ・実施体制・経営基盤等が確保されていること
- 8 審議会委員が経営又は運営に直接関与していないこと
- 9 宗教活動または政治活動を主たる目的としていないこと
- 10 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第2項に掲げる暴力団又はその構成員でないこと
- 11 個人でないこと

(様式5)

大口町スポーツ施設管理に関する事業計画書				
申請年月日 年 月 日				
団 体 名				
代 表 者 名		設立年月日	年 月 日	
団体所在地				
電 話 番 号		F A X 番 号		
E - mail				
現在運営している類似施設名	所在地	主な業務内容	運営開始年月日	
			開始	年 月
			終了	年 月
			開始	年 月
			終了	年 月
			開始	年 月
			終了	年 月
			開始	年 月
			終了	年 月
事 業 計 画 (別紙可)				
【運営上の基本方針】 ア 施設運営の基本コンセプト a 総合的な考え方（平等性を確保するための考え方を含む）				

b 健康福祉事業を行っていく上での考え方

c 運営業務及び管理業務を行っていく上での考え方

イ 施設の経営方針

a 収入の確保を図っていく上での考え方

b コストの縮減を図っていく上での考え方

c 環境コストの低減（ゴミの減量化や省エネルギーなど）への考え方

【スポーツ増進事業に関する提案】

スポーツ増進事業実施概要（ 年度）

事業名	目的・内容等	実施時期・回数・参加料

事業名	目的・内容等	実施時期・回数・参加料

事業名	目的・内容等	実施時期・回数・参加料

事業名	目的・内容等	実施時期・回数・参加料

【施設の運営に関する提案について】

ア 施設運営の方針

a 利用料金制を前提とした具体的な料金設定の方針

b 個人情報の保護に対する対応

c 利用者からの意見、要望等の把握に対する対応

d 休館日・開館時間などの設定方針

イ 運営体制と組織

a 運営組織の構造

b 必要人材の配置と機能

c 施設の効率的な運用と利用者に提供できるサービス

d 緊急時の対応

【その他】

a 協定発効前の引継業務に対する考え方【人員配置等具体的に記入】

b その他提案事項があれば記入してください。

大口町スポーツ施設の管理に関する業務の収支予算書（ 年度）
（単位：千円）

収 入 合 計		内 訳	備 考
項 目	利用料		
	事業収入		
	その他収入		
	指定管理料		
支 出 合 計			
項 目	人件費		
	事務費		
	事業費		
	管理費		

＊１年間（１２月）の収支を記入して下さい。なお、項目の明細については別添に記入してください。

大口町スポーツ施設の管理に関する業務の支出明細書（ 年度）
（単位：千円）

項 目	細 目	内 容	金額	備考
人 件 費				
事 務 費				
事 業 費				
管 理 費				

＊施設の保守及び維持管理等を外部委託する場合は、それらの業務の内容及び委託選
定方法などを含めた外部委託の考え方を示してください。

大口町スポーツ施設の保守及び維持管理等の外部委託

業 務 名	内 容	選 定 方 法	備 考

様式5

大口町健康文化センター指定管理者に関する事業計画書

申請年月日 年 月 日				
団 体 名				
代 表 者 名		設立年月日	年 月 日	
団体所在地				
電 話 番 号		F A X 番 号		
E - mail				
現在運営している類似施設名	所在地	主な業務内容	運営開始年月日	
			開始	年 月
			終了	年 月
			開始	年 月
			終了	年 月
			開始	年 月
			終了	年 月
			開始	年 月
			終了	年 月
事 業 計 画（別紙可）				
【運営上の基本方針】 ア 施設運営の基本コンセプト a 総合的な考え方（平等性を確保するための考え方を含む）				

b 健康福祉事業を行っていく上での考え方

c 運営業務及び管理業務を行っていく上での考え方

イ 施設の経営方針

a 収入の確保を図っていく上での考え方

b コストの縮減を図っていく上での考え方

c 環境コストの低減（ゴミの減量化や省エネルギーなど）への考え方

【健康づくり、介護予防事業に関する提案】

【施設の運営に関する提案について】

ア 施設運営の方針

a 利用促進に対する提案

b 利用料金制を前提とした具体的な料金設定の方針

c 個人情報の保護に対する対応

d 運営懇談委員会の設置及び利用者からの意見、要望等の把握に対する対応

e 休館日・開館時間などの設定方針

イ 運営体制と組織

a 運営組織の構造

b 必要人材の配置と機能

c 施設の効率的な運用と利用者に提供できるサービス

d 緊急時の対応

【その他】

a その他提案事項があれば記入してください。

大口町健康文化センター施設の管理に関する業務の収支予算書（ 年度）

（単位：千円）

		内 訳	備 考
収 入 合 計			
項 目	利用料		
	事業収入		
	その他収入		
	指定管理料		
支 出 合 計			
項 目	人件費		
	事務費		
	事業費		
	管理費		

＊1年間（12月）の収支を記入して下さい。なお、項目の明細については別添に記入して下さい。

大口町健康文化センター施設の管理に関する業務の支出明細書（ 年度）

（単位：千円）

項 目	細 目	内 容	金 額	備 考
人 件 費				
事 務 費				
事 業 費				
管 理 費				

＊施設の保守及び維持管理等を外部委託する場合は、それらの業務の内容及び委託選定方法などを含めた外部委託の考え方を示してください。

大口町健康文化センター施設の保守及び維持管理等の外部委託

業 務 名	内 容	選 定 方 法	備 考

様式 6

募集要項に関する質問書

令和 年 月 日

大口町長

様

団 体 名 _____

代表者氏名 _____

団体所在地 _____

電 話 番 号 _____

FAX 番 号 _____

E - mail _____

【質問内容】

指定管理者応募辞退届書

令和 年 月 日

大口町長

様

団 体 名 _____

代表者氏名 _____

団体所在地 _____

電 話 番 号 _____

年 月 日付け、大口町指定管理者指定申請を辞退します。

記

1 辞退理由